

ちちぶ医療協議会
夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

夜間休日に医療を提供している医療機関が少ない秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）において、住民が優先的に診療できる夜間休日のオンライン診療体制を構築することにより、二次救急輪番病院の負担を減らすとともに、救急医療体制を充実させることを目的に本業務を実施する。

なお、本業務を委託する業者の選定にあたっては、診療の質を確保するため、オンライン診療における豊富な経験を有し、情報セキュリティ対策に万全を期しながら本業務を実施することが可能であり、なおかつ、熱意を持って真摯に業務を遂行できる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務概要

- ・業務名：夜間休日オンライン診療体制構築事業
- ・業務内容：別紙「夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託仕様書」のとおり。
ただし、契約時における仕様書を優先する。
- ・履行期間：契約締結日から令和8年3月31日（月）まで
なお、診療開始は令和7年7月1日（火）とする。
- ・上限額：12,100,000円（消費税込）※事業提案における見積上限額

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

応募者は、本業務を履行することができる能力や実績を有し、下記の参加資格を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務に類似したオンライン診療体制の構築・運用支援業務を都道府県又は市町村等の行政機関から受託した実績を有すること。
- (2) 都道府県又は市町村等の行政機関から、救急相談ダイヤル（#7119）又は子ども医療電話相談事業（#8000）を受託した実績を有し、急病患者への医療相談、医療機関案内及び受診調整について豊富な経験を有すること。
- (3) 以下の、a.bのいずれかを満たしていること。
 - a) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定機関が使用を許諾

する「プライバシーマーク」を取得していること。

b) ISO27001における、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認定している認定機関に認証された審査登録機関の認証を取得していること。

- (4) 『別紙「夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託仕様書」7人員・体制』の要件を満たす体制を整備出来ること。

5 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者。(更生手続開始の決定を受けているものを除く。)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者。(再生手続開始の決定を受けているものを除く。)
- (4) 秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成26年告示第126号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- (5) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成26年告示第127号)に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- (6) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者。
- (7) 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- (8) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- (9) 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納している者。

6 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出・提案に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

イ 提出書類は、ちちぶ医療協議会及び提案審査で使用する場合に限り複写する。

ウ 提出書類は、秩父市情報公開条例(平成17年条例第10号)に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとする。なお、法人等に関する情報又は事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第2号の規定により非公

開となる場合がある。公開・非公開の判断は、同条例に基づき市が客観的に判断する。
エ 本会は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出された書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者（提案者）は、一事業に対し一つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本会与協議を行い、本会がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本会の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

7 選定スケジュール

期日	実施項目	手段・場所
令和7年4月4日(金)	実施要領等の公開	ホームページ
令和7年4月18日(金)	質問書の提出期限	電子メール
令和7年4月24日(木)	質問への回答	ホームページ
令和7年4月30日(水)	参加表明書の提出期限 物品等入札参加資格審査 申請の提出期限	参加表明書：持参又は郵送 物品等入札参加資格審査申請： 秩父市契約課に提出
令和7年5月8日(木)	企画提案要請通知発送	郵送及び電子メール
令和7年5月22日(木)	企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和7年5月29日(木)	プレゼンテーション審査	秩父市歴史文化伝承館 5階第1会議室
令和7年6月2日(月)	プレゼンテーション審査 結果の通知	郵送及び電子メール
令和7年6月2日以降	業務委託契約締結	

8 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は以下の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出方法 「質問書(様式第1号)」により電子メールで提出すること。
 ※メール件名に「オンライン診療プロボ質問、送信年月日(西暦8桁)、事業者名」を入力し提出すること。電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和7年4月18日(金) 17時 まで
- (3) 提出先 秩父市 保健医療部 地域医療対策課(ちちぶ医療協議会 事務局)
 Email: iryo@city.chichibu.lg.jp
 電話: 0494-22-2279
- (4) 回答方法 質問への回答は、令和7年4月24日(木)までにちちぶ医療協議会のホームページに一括して掲載する。掲載期間は参加表明書の提出期限(令和7年4月30日(水))までとする。
 ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合がある。

9 参加表明

企画提案書を提出する前に、次により参加表明書及びその添付書類を、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。なお、郵送等に係る事故に関して本会は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

応募者は、下記ア～カの提出書類を、A4縦長ファイルに綴じたものを、正副1部ずつ提出すること。(正本には押印したもの、副本は写しを提出すること。)

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 会社概要書(様式第3号)

ウ 直近2か年の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

エ 関連業務実績一覧表(様式第4号)

本要領「4 参加資格(1)、(2)」に該当する業務を受託・履行した実績について記載すること。

オ 本要領「4 参加資格(3)」を満たしていることを確認できる書面

カ 納税証明書(秩父市に納税義務がある場合のみ)

秩父市に納税義務がある場合は、市税を滞納していないことを証明する納税証明書(未納税額のないことの証明書)を提出すること。

(2) 受付期間 令和7年4月4日(金)から令和7年4月30日(水)まで

※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は令和7年4月30日(水)午後5時到着分まで(秩父市地域医療対策課職員が書類を確認した時点を受付日時とする。)

(3) 提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館1階)

秩父市 保健医療部 地域医療対策課(ちちぶ医療協議会事務局)

(4) 参加資格要件の確認及び提案要請書の通知

提出書類により企画提案の参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者に対し、企画提案書の提出を文書で要請(令和7年5月8日(木)付けの郵便及び電子メールにより送付)する。

10 企画提案

提案要請書の通知を受領した者は、下記アを1部作成するほか、下記イ～オの書類をA4縦長ファイルに綴じたものを、正本1部・副本5部作成し、持参又は郵送で提出すること。(押印したものを正本に、副本は写しを提出すること。)郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。なお、郵送等に係る事故に関して本会は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
 - イ 企画提案書（様式第7号を表紙として付すこと。）
 - ウ 実施体制表（別紙「夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託仕様書」7人員・体制の要件を満たすこと。）
 - エ 別紙「夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託仕様書」7人員・体制（4）情報管理責任者」の要件を満たしていることを確認できる書面（資格証の写し等）
 - オ 参考見積書及び積算内訳（書式は自由、代表者印を押印すること。税額も記載すること。）
- (2) 提出期限 令和7年5月22日（木）まで
※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は令和7年5月22日（木）午後5時到着分まで（秩父市地域医療対策課職員が書類を確認した時点を受付日時とする。）
- (3) 提出先 〒368-8686
埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市歴史文化伝承館1階）
秩父市 保健医療部 地域医療対策課（ちちぶ医療協議会事務局）
- (4) 留意点
- ア 提出された書類は返却しないものとする。
 - イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。
 - ウ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

11 審査方法

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

- ア 審査日 令和7年5月29日（木）
- イ 会場 秩父市歴史文化伝承館5階 第1会議室
- ウ 審査順 企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。
- エ 審査員 市町職員
- オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行い合意を経て契約を締結する。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加した全ての提案者に令和7年6月2日(月)付けで郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議申立ては受け付けないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

- ・提案時間は25分以内とし、提案終了後に、質疑応答を10分程度行う。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、3人以内(説明者を含む)とする。
- ・プレゼンテーションの説明者は本業務に従事する担当者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント等の資料を、プロジェクターで投影することは可能とする。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は本会が用意する。パソコン、レーザーポインター、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本会は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本会はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

13 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続を行うものとする。その際、優先交渉権者はあらためて見積書及び業務計画書を提出するものとする。

14 再委託の制限

契約締結後、受注者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を再委託してはならない。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「提案辞退届（様式第5号）」を本会に提出しなければならない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消しをすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本会に請求することはできない。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的として実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容に沿うものではない。

16 問い合わせ先

秩父市 保健医療部 地域医療対策課（ちちぶ医療協議会事務局）

住 所：〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市歴史文化伝承館1階）

電 話：0494-22-2279

F A X：0494-25-5236

Email：iryoy@city.chichibu.lg.jp

別表【審査基準表】

評価項目	評価のポイント	配点
事業者の 信頼度と実績	①応募者の構成・役割分担が適正か。 ②担当者の能力（資格・実績）、実働人員・体制等が十分に確保されているか。 （様式第3号及び実施体制表にて評価）	15
	③応募者の経営状況等が良好か。 （様式第3号及び財務諸表にて評価）	10
	④他の地方公共団体で本業務と同種の委託を受託・履行した十分な実績があるか。 （様式第4号にて評価）	15
提案内容	①秩父地域の医療を取り巻く現状・課題・今後の方向性を踏まえオンライン診療を行うことになっているか。	15
	②オンライン診療の申し込みページは見やすく、住民に対するサポート体制は充実しているか。	15
	③情報セキュリティ対策は万全か。 （本要領「4 参加資格（4）」を満たしていることを確認できる書面を参考に評価）	10
	④本業務の実施に当たり積極的な支援や適切な助言が期待できるか。	10
価格評価	①提案内容に対して、見積の金額が妥当であるか。	10
	合計	100